

大規模プラットフォーム(9事業者)には、自身で削除申出をすることができます。

～削除申出の流れ～



- ・なりすましアカウントに限らず、対象となる権利・利益侵害、法令違反に関する情報であれば、被侵害者自身から削除申出を行うことができます。
- ・大規模プラットフォーム事業者(9事業者)は、被侵害者から削除申出があった時は、遅滞なく必要な調査を行い、7日以内に被侵害者に措置の有無を通知することが義務化されています。
- ・警察から削除要請を行えない海外プラットフォームでも、被侵害者自身から削除申出が行えます。

大規模プラットフォーム事業者(9事業者)

事業者	サービス名
Google LLC	YouTube
LINEヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋 Yahoo!ファイナンス LINE オープンチャット LINE VOOM
Meta Platform,Inc.	Instagram Facebook Threads
TikTok Pte. Inc	TikTok TikTok Lite
X Corp.	X
株式会社ドワンゴ	ニコニコ
株式会社サイバーエージェント	Ameba ブログ
株式会社湘南西武ホーム	爆サイ .com
Pinterest Europe Limited	Pinterest

★削除申出の対象となる情報や、対象の各プラットフォーム事業者への削除申出窓口は下記の総務省ウェブサイトから確認できます。

【総務省 インターネット上の違法・有害情報に対する対応】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

【総務省 情報流通プラットフォーム対処法第21条に基づき届け出られた削除申出窓口及び削除基準】

https://www.soumu.go.jp/main_content/001031570.pdf (窓口一覧)